

## 評価調査結果要約表

<b>1. 案件の概要</b>		
国名：モンゴル国		案件名：子どもの発達を支援する指導法改善プロジェクト・フェーズⅡ
分野：基礎教育		援助形態：技術協力プロジェクト
所轄部署	JICAモンゴル事務所	協力金額（評価時点）：2億9,000万円（2011年度時点）
		相手国実施機関：モンゴル国教育文化科学省（MECS）
協力期間	(R/D)：2009年12月8日	日本側協力機関：JICA
	3年（2010.3～2013.2）	他の関連協力：無償資金協力、青年海外協力隊（JOCV）、草の根技術協力、草の根無償、青年研修
<b>1-1 協力の背景と概要</b>		
<p>モンゴル国（以下「モンゴル」と記す）では、従来から暗記中心の教授法による授業が行われているという課題を抱えてきた。この課題に対してモンゴル政府は、2005年9月に新教育スタンダード（国レベルのカリキュラム、わが国の学習指導要領に当たる）を制定し、子どもの発想や思考を促すような「子どもの発達を支援する指導法」（以下、「新指導法」）への転換を掲げた。しかしながら、現場の教員にとっては、当該スタンダードは学術的過ぎる内容のために理解が困難で、従来の暗記中心の教授法に慣れてきたために授業方法の変更に対応できないという問題がみられていた。</p> <p>こうした状況の下、2006年から2009年にかけてJICAは「子どもの発達を支援する指導法改善プロジェクト」（フェーズⅠ）を実施し、新教育スタンダードに対応した教員向け指導書（8科目：算数、初等理科、数学、物理、化学、総合理科、総合学習、IT）と指導書作成マニュアル、及び授業モニタリングマニュアルを開発した。当該指導書は、モンゴル教育文化科学省（Ministry of Education, Culture and Science：MECS）から高い評価を受け、指導書の普及を後押しする大臣令等も発出され、全国の学校に配布された。しかしながら、教育現場における新指導法の普及促進のためには教員が新指導法を正しく理解し、実践していくための取り組みを行っていくことが早急に求められている。</p> <p>このような状況において、JICAは現職教員に対する新指導法の普及体制・研修制度の強化を目的に、「子どもの発達を支援する指導法改善プロジェクト」（フェーズⅡ）を2010年3月から2013年2月までの3年間の計画で実施中である。</p> <p>今次中間レビュー調査では、本プロジェクトの目標達成度や成果等を分析するとともに、プロジェクトの残り期間の課題及び今後の方向性についての確認及び実施上の課題を洗い出し、その解決・改善策の検討を行うことを目的とする。</p>		
<b>1-2 協力内容</b>		
(1) 上位目標 モデル県及び他の県で新指導法が実施される。		
(2) プロジェクト目標 新指導法を普及する体制が強化される。		
(3) 成果（アウトプット） 成果1：すべての市/県の新指導法普及チームの新指導法普及能力が向上する。 成果2：モデル市/県において「授業研究」のモデル事例が開発される。 成果3：モデル市/県の新指導法実践の能力が向上する。 成果4：教員養成研修において新指導法の普及及び定着に向けた環境が改善される。		

(4) 投入 (評価時点・一部確定した予定を含む)		
日本側 :		
専門家派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>7名 (総括/研修計画1、研修計画2/モニタリング・評価、指導法普及 (理科、算数・数学、理科/総合学習、IT)、研修実施/授業研究支援)</li> <li>第1年次25.2M/M、第2年次10.74M/M (2011年9月末まで)</li> </ul>	
機材供与	<ul style="list-style-type: none"> <li>デスクトップコンピュータ1台、カラープリンター1台、モノクロプリンター1台、コピー機1台、ビデオカメラ15台、デジタルカメラ2台、コンピュータソフト (MS Office) 2つ、プロジェクター4台</li> </ul> 合計約246万円	
研修員受入	① 青年研修「基礎教育行政コース」(2010年10月11～28日：参加者15名) ② 課題別研修「理数科指導法改善コース」(2010年10月5日～11月20日：参加者2名) ③ 地域別研修「アジアでの授業研究を通じた教育の質的改善コース」(2010年8月25日～9月26日：参加者2名) ④ C/P研修「現職教員研修と授業研究を通じた教育の質的改善コース」(2010年10月2～16日：参加者8名) ⑤ 地域別研修「アジアでの授業研究を通じた教育の質的改善コース」(2011年8月23日～9月22日：参加者2名) ⑥ C/P研修「授業研究 (予定：2011年9月25日～10月8日：参加者22名) これら6研修の参加総数は50名	
現地業務費	第1年次 1,164万1,000円 第2年次 2,139万円 (計画値)	
相手国側 :		
カウンターパート配置	16名 (基本チーム) プロジェクト運営におけるモンゴル側の意思決定機関となっている「基本チーム」に加えて、71名から成る「プロフェッショナル・チーム (Professional Team : PT)」が組織されており、こちらは研修パッケージの開発及び研修の実施を担当するなど、プロジェクトを運営していくうえでの実動部隊となっている。	
ローカルコスト負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト事務所の提供</li> <li>コスト負担             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2010年度 (2010年1月～12月) : 6,500万5,600Tg (約420万円)</li> <li>➢ 2011年度 (2011年1月～12月) : 2,250万6,800Tg (約146万円)</li> </ul> </li> </ul> プロジェクト・コーディネーター (実施担当) の給与及び研修時の交通費 (食費含む)、研修モジュールの執筆料、研修講師への謝金等	
<b>2. 評価調査団の概要</b>		
調査者	総括/団長 : 高橋 悟 教育計画 : 小林 美弥子 協力計画 (1) : 南 和江 協力計画 (2) : エンフザヤ 評価分析 : 田中 義隆	JICA国際協力専門員 (教育課題アドバイザー) JICA人間開発部基礎教育第一課主任調査役 JICAモンゴル事務所員 JICAモンゴル事務所員 株式会社 国際開発センター 主任研究員
調査期間	2011年9月4日～2011年9月22日	評価の種類 : 中間レビュー

### 3. 評価結果の概要

#### 3-1 実績の確認（アウトプットの達成度）

##### (1) プロジェクトの成果（アウトプット）

プロジェクト実施計画によれば、成果達成に大きく関係する2つの研修、すなわち、全国の「区/県チーム」を対象にした研修、及びモデル区/県の全教員及び学校管理職を対象にした研修は、それぞれ2011年11月、2012年1月実施予定であり、現時点では行われていない。ただし、これらの研修が実施された場合、成果3は達成できるものと思われる。一方、成果1については、モデル区/県チームと非モデル区/県チームの間に、「新指導法」や「授業研究」についての理解や実践技術において、かなりの差が出てくるとと思われる。「新指導法」の全国展開を考えたときには、この差をどのように埋めていくかということが重要な課題となってくる。

成果2と成果4については、現在、その達成に向けて着実な進歩がみられている。モデル区/県では、モデル校を中心として「授業研究」の実践が熱心に行われている。また、「新指導法」普及に係るさまざまな政策的提言が、日本人専門家からプロフェッショナル・チームを通じて、教育文化科学省に伝えられており、その結果として、2010/2011年の教育文化科学省（MECS）の目標に「授業研究の実践」が明記された。

##### (2) プロジェクト目標

モデル区/県において「新指導法」を普及する体制は着実に進んでいるといえる。現在、14のモデル校及びウランバートル市にある5校（フェーズIでの対象校）では、「新指導法」についての理解を深めつつ、実践を行っている最中である。また、ボルガン県とザブハン県では、質的な差はあるものの、非モデル校を含む県下の全学校で指導法改善に向けた取り組みが開始されている。

2011年11月には、全国の「区/県チーム」を対象にした研修が実施される予定である。この研修によって、非モデル区/県チームも「新指導法」及び「授業研究」についてのある程度の知識は習得するものと考えられる。しかし、やはりモデル区/県チームとの理解度及び実践能力の差は否定できず、この差をどのように埋めていくかということを普及体制づくりのなかで考慮していく必要がある。

#### 3-2 5項目評価

項目	評価結果の要約
妥当性 Relevance	(評価結果：非常に高い) 本プロジェクトは、モンゴルの国家計画及び教育政策、受益者のニーズ、日本の援助政策と合致するものである。また、指導法及び現職教員研修という日本に豊富なノウハウの蓄積がある分野でもあり日本の技術的な優位性がある。
有効性 Effectiveness	(評価結果：中程度) 本プロジェクトの成果は着実に出てきている。ただし、「新指導法」や「授業研究」についての理解度及び実践能力においては、モデル区/県と非モデル区/県の間にかかなりの差がみられると思われる。したがって、「新指導法」を全国に普及させるための体制といった場合、非モデル区/県の実力を向上させ、その差をできる限り解消させていくことが課題となってくる。

<p>効率性 Efficiency</p>	<p>(評価結果：高い) 日本側及びモンゴル側の投入は適切に行われ、各活動も計画どおりに効率よく行われた。</p>
<p>インパクト Impact</p>	<p>(評価結果：中程度) 「授業研究」が教育省の目標に導入されたり、プロフェッショナル・チームメンバーが基本研修の講師や教科書の執筆者になったりしている。また、モデル区/県ではモデル以外にも「授業研究」を積極的に取り入れている学校も出てきている。さらに、「新指導法」の実践により、生徒が授業に興味・関心を示すようになり、それに伴って保護者が学校に関心をもつようになってきている、など数々のインパクトが現れている。ただし、「新指導法」の全国普及ということに照らしてみると、その道筋が現時点ではみえていない。</p>
<p>持続性 Sustainability</p>	<p>(評価結果：中程度) 現行教育の基本概念である「子ども中心」は今後も継続される予定であり、「授業研究の実践」が2010/2011年の教育文化科学の目標に明記された。また、プロフェッショナル・チームは本プロジェクトでの業務を通じてかなり高い能力を身につけた。プロジェクト終了後も、彼らの能力を十分に活用していける工夫が必要である。さらに、プロジェクト終了後、「新指導法」の普及にはどのような活動が必要で、それを実行するためにはどの程度の予算が必要かを、今の時点から検討し準備しておくことが肝要である。</p>

### 3-3 効果発現に貢献した要因

フェーズ I で開発された指導書の質の高さ、基本チームへのOJTによる技術移転方法、モデル区/県チーム及びモデル校へのプロフェッショナル・チーム及び日本人専門家の直接的な支援提供が挙げられる。また、政策的な支援、例えば、「授業研究の実践」が2010/2011年度の教育省の目標に入れられたことなども間接的な要因といえる。

さらに、プロフェッショナル・チームメンバーの高い意欲と高い質を保った技術移転、モデル区/県チームの高い意欲と積極的な行動、モデル校における校長及び教員の「新指導法」及び「授業研究」についての高い関心と実行力も効果発現に貢献した大きな要因である。

### 3-4 問題点及び問題を惹起した要因

対象地域及び対象校が地理的には遠方にあり、アクセスが容易でないことが挙げられる。そのため、意思疎通やモニタリングが十分に行えず、技術的な支援、特にプロフェッショナル・チームや日本人専門家の支援が限定されてしまうという問題が起こっている。

### 3-5 PDMの改訂

PDM改訂の主なポイントは以下のとおりである。

(1) スーパーゴールの設定

教員研修案件において、対象となる指導主事や教員の指導力の向上だけに注目するのではなく、将来的に児童・生徒の変化（学習達成度、進級率、ドロップアウト率、修了率等）におけるインパクト、変化及び成果を説明する責任があるため、以下のようなスーパーゴールを設定した。また、モンゴルにおける上位計画〔ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals : MDGs）/万人のための教育（Education for All : EFA）〕への貢献を同ゴールに記載した。なお、モンゴルは自動進級制度により、質を図る指標として、学習達成度を指標として提示する。

【スーパーゴール】（新設置）：基礎教育（初等教育、前期中等教育）における子どもの学習達成度が向上する。（MDGs達成への貢献）

(2) 上位目標の指標の改訂

本案件の現行PDMの上位目標は、「モデル県及び他の県で新指導法が実施される。」であるが、右指標は、「指標1：非モデル区/県において、少なくとも50%の学校が年に少なくとも2回『授業研究』を実施する」及び「指標2：少なくとも50%の非モデル区/県において、『新指導法』に係る研修が実施される」とあり、①モデル県含め全国を対象としていない、②50%の実施率をもって上位目標の達成とは言い難い、との理由により、以下指標を修正する。

指標1（改訂）：全国において、60%の学校が年に少なくとも2回「授業研究」を実施する。

指標2（改訂）：全学校において、「新指導法」に係る研修が実施される。

(3) プロジェクト目標の指標の改訂

本案件の現行PDMのプロジェクト目標は、「新指導法を普及する体制が強化される。」であるが、現行指標では、①質の担保が確認できない、②体制強化、すなわち制度化に係る指標が不在であることから、以下指標を追加・修正する。また、指標2及び3については、「モデル県の50%の学校が毎年2回の授業研究を実施する」「モデル/非モデル県の50%が授業研究に係る研修計画を作成する」となっており、プロジェクト目標の達成と結びついているとは言い難いことから、数値目標を加筆・修正する。

指標1（改訂）：8教科において、新指導法を用いた質の高い授業の実施

指標2（改訂）：モデル区/県において、少なくとも70%の学校が毎年少なくとも2回の授業研究を実施する。

指標3（改訂）：すべての区と県が授業研究に係る研修計画を作成する。

指標4（追加）：新指導法普及に係る制度化のため、政策的、財政、人材的に係るコミットメントが教育文化科学省により行われる（新指導法普及に係る教育大臣の発出）。

(4) 成果3の指標

上記（2）及び（3）の変更に合わせて、成果3の指標を以下のとおり修正する。

指標1（改訂）：モデル区/県の全学校において、70%の教員・校長が新指導法研修を修了する。

指標2（改訂）：モデル区/県の80%の学校において、「授業研究」の実施計画を策定する。

#### (5) 成果4及び指標の改訂

本案件の現行プロジェクト・デザイン・マトリックス（Project Design Matrix：PDM）の成果4は、「新指導法の普及及び定着に向けた環境が改善される。」であるが、プロジェクト目標と内容が重複しており、かつ、右指標は、「研修パッケージが少なくとも1回教員養成校に紹介され、そのなかの最低1校が研修パッケージを教育課程のなかで活用することを検討する」とあり、これだけでは、プロフェッショナル・チームメンバーのアドホックな効果を期待するのみであるため、調査団は、全国普及に向けて、組織的に教員養成課程に導入することを提案し、以下成果4及び指標に修正する。

成果4（改訂）：教員養成課程における新指導法の普及及び定着に向けた環境が改善される。

指標1（改訂）：新指導法が教員養成課程へ導入される。

#### 4. 結論

本プロジェクトは、プロジェクト目標及び将来的な上位目標に向かって順調に進展しているといえる。特に、本プロジェクトの中心となるプロフェッショナル・チームの人材育成が円滑に進められ、非常に高い能力を習得した。その結果、彼らの指導によって、モデル区/県チームの職員やモデル校の学校管理職及び教員の意欲が高まり、積極的に「新指導法」及び「授業研究」に取り組む状況が生まれている。

ただし、現行のプロジェクト活動では上位目標の達成が困難であると考えられるため、今後、政策、予算、人材の3点についての措置を更に整備、強化していく必要があると考えられる。また、モデル校と非モデル校、モデル区/県と非モデル区/県間の連携も促進していくことが求められる。

#### 5. 提言

以上の調査結果を踏まえ、残りの協力期間に取り組むべき課題に対して取りまとめられた提言の要旨は以下のとおり。

##### (1) 中核となる人材（プロフェッショナル・チーム）の活用

プロフェッショナル・チームは、新指導法及び授業研究に関する理解度も高く、モンゴルにおける教員研修改善への責任感・自負がみられる。

教育文化科学省は、これらの人材を、特にプロジェクト終了後もモンゴルにおける教員研修の重要な人材として活用するとともに、具体的な組織化を図るべきである。具体的には、「教員研修ユニット」「新指導法学習グループ」への人材の登用、あるいは「授業研究学会」の設立などが提案された。

また、彼らの待遇（地方出張時の日当宿泊等）改善や、キャリアのなかで本案件での経験が昇格・昇進時に考慮されることを提言する。

##### (2) 新指導法の全国普及に向けた方策

指導法の全国展開のため、プロジェクト残り期間において、以下3つの関係強化が必要である。

① 中央（教育文化科学省、プロフェッショナル・チーム）－区教育局－学校の関係

- ② モデル区/県－非モデル区/県との関係
- ③ モデル学校－非モデル学校間関係

新指導法の全国展開に向け、調査団は以下を提言する。

- ・ 国内における区/県同士（モデル区/県－非モデル区/県）の技術交換
- ・ フェーズⅠ及びⅡのモデル区/県を「核となる区/県（Core Aimags）」とし、全国で5区/県選定し、それぞれの対象区/県において、新指導法の普及を責任をもって進める（全国の地域別対象区/県はM/M及び報告書のとおり）。
- ・ 特に、冬期においてアクセス困難な地域の学校と中央、区/県とのコミュニケーションには、ICT（Skypeなど）の活用が有効と考える。

### (3) 新指導法を用いた教員養成研修への導入

新指導法をモンゴルに定着されるためには、現職教員研修だけではなく、教員養成課程への導入が重要である。現在では、プロフェッショナル・チームメンバーが個人的に教員養成大学で新指導法を用いている事例はあるが、今後は、組織/制度的に実施していくことが望ましい。プロジェクトは、教員養成課程への導入に向け、教員養成大学が実施する新指導法に則った各種活動、例えば、教育実習をモデル校（全国23校：フェーズⅠ&Ⅱ）において実施する、あるいは授業研究を教員養成課程の授業に盛り込むなどの各種活動を支援する。

### (4) 教員研修案件における児童・生徒レベルでの成果発現

教員研修案件の最終目的は、教員の指導力向上だけではなく、質の高い効果的な授業を生徒に提供することである。確かに、生徒へのインパクトを図るには時間を要し、多様な要因の総合的作用によるといえるものの、成果の見せ方として、現場の学校レベルにおける生徒の変化やインパクトを確認する手法・指標（例えば、学習達成度、ドロップアウト率、進級率、修了率など）をプロジェクト形成段階から工夫し、確認すべきである。モンゴルにおいては、自動進級制のため、児童・生徒の学習達成度を確認する。

サブハン県では、2011年10月に県全体の学校を対象に学力テストを国家教育評価センターと共同で実施予定である。これらの結果と2009年に実施されたテスト結果を比較することにより、認知面における生徒の学びの変化を確認することができる。他のモデル県であるブルガン県及びウランバートル（UB）市でも教育文化科学省のイニシアティブの下、実施することが期待される。このように生徒における変化の実証は、今後のJICA協力の判断基準のひとつとなる。

### (5) 近隣アジア諸国及び他国との知見共有

教員研修案件に関しては、近隣アジア諸国〔インドネシア共和国、バングラデシュ人民共和国、カンボジア王国（以下、「インドネシア」「バングラデシュ」「カンボジア」と記す）等〕でも同様の技プロが実施されており、アジアの他の国々と技術交換を実施することは、モンゴルカウンターパートにとって有益と考える。なお、授業研究に関しては、モンゴルでの先駆的な取り組みを他国に紹介することにより、一方的に研修を受ける側だけではなく、研修の講師として活躍する場が与えられ、カウンターパート自身のインセンティブの向上、能力強化に貢献できると考える。

(6) 教育文化科学省、関連機関及び他ドナーとの知見の共有

本案件で得た新たな情報、知見や教訓を教育文化科学省内の他部局、関連機関（モンゴル国立大学、国立教育大学、教育研究所等）及び他ドナーと共有していくことが肝要である。

また、案件の最終年度には、上記関係者含めた「知見共有ワークショップ/セミナー」の開催が望まれる。